

神校審第1号
令和元年10月31日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳 様

神戸市校区調整審議会
会長 白杉 直子



令和元年度統合校・既設校に関する校区の調整について（答 申）

令和元年度新設校・統合校・既設校に関する校区の調整について、慎重に審議した結果、原案のとおり異議ない旨、答申します。

答申内容は、下記のとおりです。

1 垂水区多聞南小学校・本多聞小学校の統合に伴う小学校校区の変更

(1) 校区変更を行う関係学校

(垂水区) 多聞南小学校・本多聞小学校・多聞東小学校

(2) 変更内容

ア 多聞南小学校と本多聞小学校を統合し、以下の地区を統合小学校校区とする。

(垂水区) 本多聞2～7丁目

イ 多聞南小学校校区のうち、以下の地区を多聞東小学校校区とする。

(垂水区) 学が丘1丁目

(3) 実施時期・実施方法

令和3年4月1日

対象者は、対象地区の全学年の児童

2 指定学校の変更を認める地区の指定

(1) 校区調整を行う関係学校

(垂水区) 多聞南小学校・多聞東小学校・多聞東中学校・本多聞中学校

(2) 指定地区の内容

ア 以下の多聞南小学校校区について、多聞東小学校への、指定学校の変更を認める地区に指定する。

(垂水区) 学が丘1丁目

イ 以下の多聞東中学校校区について、本多聞中学校への、指定学校の変更を認める地

区に指定する。ただし、本多聞中学校への就学は、多聞南小学校（統合校）を卒業した場合に限る。

（垂水区）学が丘1丁目

(3) 実施時期・実施方法

ア 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

対象者は、対象地区の全学年の児童

イ 令和2年4月1日から対象地区の児童が多聞南小学校（統合校）を卒業するまでの間